

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

1 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の改正により、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することとなったため、大田区手数料条例の改正を行う。

2 変更内容

大田区手数料条例別表第1の2の3「個人番号カードの交付手数料」及び2の4「個人番号カードの再交付手数料」を削除する。

3 施行日

公布の日

4 手数料の取扱い

	新	旧
徴収主体	地方公共団体情報システム機構	大田区
根拠法令	番号法 第十八条の二	大田区手数料条例 別表第1
交付手数料	800円	800円
紛失等による再交付 手数料	800円	800円

※交付手数料800円については、当分の間徴収しない。

以上

<<新旧対照表>>

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）				○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期
1 及 び 2	(略)			1 及 び 2	(略)		
	削る			2	削除		
	削る			2	行政手続	個人番号カード 800円	交付
				の	における特定の交付手数料		申請
				3	定の個人を		又は
					識別するた		交付
					めの番号の		のと
					利用等に関		き
					する法律施		
					行令（平成2		
					6年政令第1		
					55号）第13		
					条第2項又		
					は第3項の		
					規定に基づ		
					く個人番号		
					カードの交		
					付で、その		
					前に同令第		
					14条の規定		
					に基づき個		
					人番号カー		
					ドが失効し		
					た者（国外		
					転出により		
					失効した者		
					（返納した		
					者に限る。）		

新		旧	
		<p>その他やむを得ない事由により失効した者として区長が認める者を除く。)に対するもの</p>	
削る		<p>2 行政手続のにおける特定の個人を料</p> <p>4 識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付</p>	<p>個人番号カード 800円</p> <p>再交付申請又は再交付のとき</p>
3 から 13 4 まで	(略)	3 から 13 4 まで	(略)
<p>備考 (略)</p> <p>別表第2及び別表第3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>		<p>備考 (略)</p> <p>別表第2及び別表第3 (略)</p>	